

盛岡広域振興局長告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、雫石町土地改良区（岩手郡雫石町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年11月7日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 就任

（1）理事

中 村 継 幸	岩手郡雫石町御明神幅51番地 1
田 中 秀 雄	〃 〃 下町東71番地 1
澤 田 実	〃 〃 南畑第22地割41番地
長 澤 貴 夫	〃 〃 長山久保田19番地 1
谷 地 守	〃 〃 〃 林崎130番地 1
柴 橋 幸 蔵	〃 〃 西根田茂木104番地
平子田 由 則	〃 〃 上野土橋71番地

（2）監事

太田原 一 夫	岩手郡雫石町西安庭第30地割27番地 2
大久保 文 隆	〃 〃 小日谷地71番地 5

2 退任

（1）理事

中 村 継 幸	岩手郡雫石町御明神幅51番地 1
田 中 秀 雄	〃 〃 下町東71番地 1
澤 田 実	〃 〃 南畑第22地割41番地
岩 持 正 美	〃 〃 上野上岩持26番地 2
長 澤 貴 夫	〃 〃 長山久保田19番地 1
谷 地 守	〃 〃 〃 林崎130番地 1
柴 橋 幸 蔵	〃 〃 西根田茂木104番地

（2）監事

木 村 正 美	岩手郡雫石町下町20番地10
米 澤 一 好	〃 〃 西安庭第41地割156番地